

特定非営利活動法人の設立登記を行わない団体に関する取扱要領

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

(目的)

第1条 この取扱要領（以下「要領」という。）は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第12条の規定により熊本県知事の設立の認証を受けた者が、法第13条第1項に規定する設立の登記を行わない場合の取扱いに関し必要な事項を定め、所轄庁として法令に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、県民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

(督促書の送付)

第2条 男女参画・協働推進課長（以下「課長」という。）は、法人設立の認証を受けた者が、熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）第4条第1項に規定する設立登記完了届出書（以下「届出書」という。）を、法人設立の認証があった日から2月を経過しても提出しない場合は、速やかに団体の代表者に督促書（別記様式第1号）を送付するものとする。

2 前項の督促書は、団体の代表者の住所地に送付する。

(設立登記の確認)

第3条 課長は、前条第1項の督促書を送付したにもかかわらず、同督促書に指定した期日までに届出書を提出しない団体があるときは、速やかにその団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、設立登記の確認を行うものとする。

(認証取消予告書の送付)

第4条 課長は、前条の設立登記の確認後、設立登記が完了していない団体がある場合は、法第13条第3項に規定する期日を指定して、団体の代表者には認証取消予告書（別記様式第2号）の原本を、団体には同通知書の写しを送付するものとする。

2 前項の認証取消予告書は、団体の代表者の住所地に、同通知書の写しは、団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

(認証の取消し)

第5条 課長は、前条の認証取消予告書を送付したにもかかわらず、同予告書に指定した期日までに設立登記を行わない団体があるときは、法第13条第3項の規定により、認証を取り消す旨の局長決裁を経た後、団体の代表者には認証取消通知書（別記様式第3号）の原本を、団体には同通知書の写しを送付するものとする。

2 前項の認証取消通知書は、団体の代表者の住所地に、同通知書の写しは、団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

3 その他認証取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年熊本県規則第45号）に従い行うものとする。

(県民への情報の提供)

第6条 課長は、法第13条第3項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館のホーム

ページ及び県のホームページにおいて、県民に対し情報を提供するものとする。

- (1) 団体の名称及び主たる事務所所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 認証取消しに至った理由

(合併登記への準用)

第7条 この要領は、法第34条第5項で準用する法第12条の規定による熊本県知事の合併の認証を受けた者が、法第39条に規定する合併の登記をしない場合の取扱いに関し準用し、様式書類は適宜修正のうえ使用することができる。

(法改正前に設立認証を受けた団体の取扱い)

第8条 法改正前（平成24年4月1日前）に設立認証を受けた団体で特定非営利活動法人の設立登記を行わない団体についても、本要領に準じた取扱いを行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(別記様式第1号)

第 号
年 月 日

団体名称

代表者氏名 様

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課長

督 促 書

特定非営利活動促進法第12条の規定により、所轄庁の設立認証を受けた者は、同法第13条第1項の設立の登記をしたときは、同法第13条第2項及び熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第4条の規定により、遅滞なく、下記書類を所轄庁に提出することが義務付けられています。

あなたが代表者を務める団体に係る下記書類については、まだ提出されておられませんので、 年 月 日までに御提出願います。

なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても同法第13条第1項の登記をしないときは、同法第13条第3項の規定により、認証取り消しの処分を受けることがありますので、御留意願います。

また、既に書類を提出済み場合は、本書と行き違いになっておりますので、あしからず、御了承ください。

記

提出すべき書類
<input type="checkbox"/> 設立登記完了届出書
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 財産目録

書類の提出先 〒860-8554(パレア専用郵便番号) 熊本市中央区手取本町8-9 パレアルーム

※書類について不明な点は、電話:096-355-1186 までお問い合わせください。

※下記ホームページで提出書類のダウンロードができます。

<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/npo/index.html>

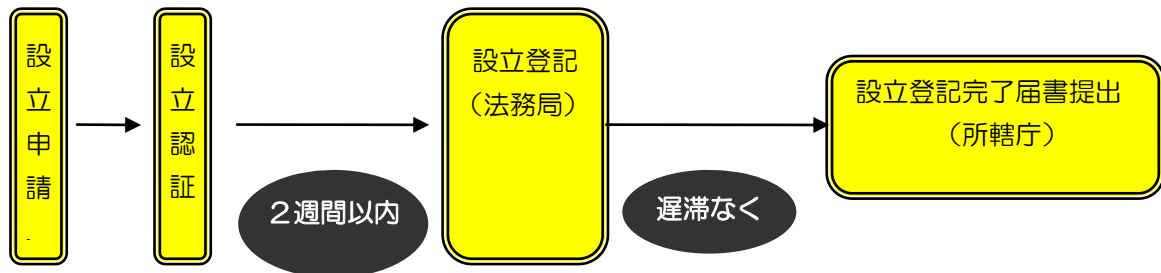
この督促書についてのお問い合わせ

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

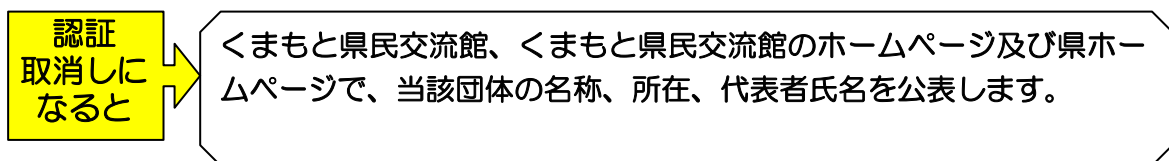
熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 協働推進班(電話:096-333-2286)

必ず裏面をお読みください

- 設立の認証を受けた者は、組合登記令第2条第1項の規定により、**2週間以内**に主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければいけません。**設立登記完了後**は、**登記完了届出書**を遅滞なく所轄庁に提出しなければいけません



- ①熊本県では、設立の認証があった日から2月を経過しても登記完了届出書の提出をしない団体がある場合は、代表者に対して督促書を送付します。
- ②督促書を送付後、指定した期日までに登記完了届出書の提出がない場合は、主たる事務所を管轄する登記所において、設立登記の状況確認を行い、設立登記を行っていないことが判明した場合は、代表者に対して認証取消予告書を送付します。
- ③認証取消予告書送付後、当該団体が、認証があった日から**6ヶ月**を経過しても設立登記を行わない場合は、認証を取り消します。



※合併の登記についても、法令に基づき上記に準じた取り扱いを行います。

特定非営利活動促進法

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(成立の時期)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

組合等登記令

(設立の登記)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

(設立の登記の申請)

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によってする。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(設立登記完了届出書)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(別記第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

(別記様式第2号)

第 号
年 月 日

団体名称

代表者氏名 様

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課長

認 証 取 消 予 告 書

特定非営利活動促進法第12条の規定により所轄庁の設立認証を受けた者は、法第13条第1項の設立登記を、組合登記令第2条第1項に規定する期間内に行うことが義務付けられています。

また、同法第13条第1項の設立登記をした後は、同法第13条第2項及び熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第4条の規定により、遅滞なく、下記書類を所轄庁に提出することが義務付けられています。

あなたが代表者を務める団体に係る下記書類について、 年 月 日付け第 号で男女参画・協働推進課長から督促しましたが、まだ提出されておられませんので速やかに提出願います。

また、法第13条第3項の規定により、認証があった日から6月(年 月 日まで)を経過しても同法第13条第1項の登記を行わない場合は、認証取消処分を行いますので通知します。

また、既に書類を提出済みの場合は、本書と行き違いになっておりますので、あしからず、御了承ください。

記

提出すべき書類
<input type="checkbox"/> 設立登記完了届出書
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 財産目録

書類の提出先 〒860-8554(パレア専用郵便番号) 熊本市中央区手取本町8-9 パレアルーム

※書類について不明な点は、電話:096-355-1186 までお問い合わせください。

※下記ホームページで提出書類のダウンロードができます。

<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/npo/index.html>

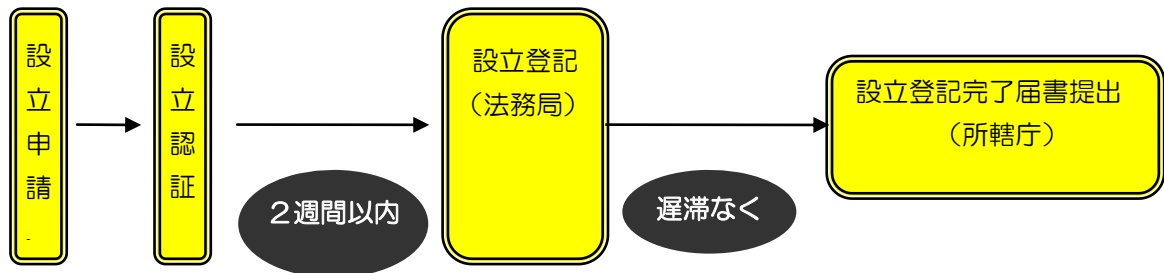
この予告書についてのお問い合わせ

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

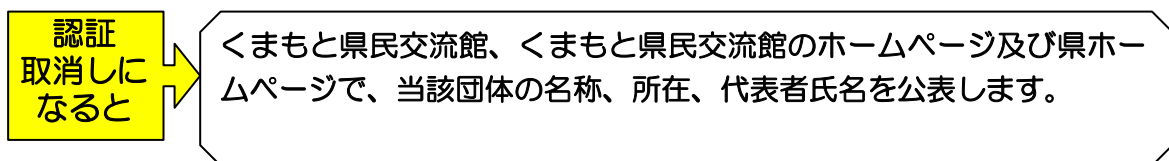
熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 協働推進班(電話:096-333-2286)

必ず裏面をお読みください

- 設立の認証を受けた者は、組合登記令第2条第1項の規定により、**2週間以内**に主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければいけません。**設立登記完了後**は、**登記完了届出書**を遅滞なく所轄庁に提出しなければいけません



- ①熊本県では、設立の認証があった日から2月を経過しても登記完了届出書の提出をしない団体がある場合は、代表者に対して督促書を送付します。
- ②督促書を送付後、指定した期日までに登記完了届出書の提出がない場合は、主たる事務所を管轄する登記所において、設立登記の状況確認を行い、設立登記を行っていないことが判明した場合は、代表者に対して認証取消予告書を送付します。
- ③認証取消予告書送付後、当該団体が、認証があった日から**6ヶ月**を経過しても設立登記を行わない場合は、認証を取り消します。



※合併の登記についても、法令に基づき上記に準じた取り扱いを行います。

特定非営利活動促進法

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(成立の時期)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

組合等登記令

(設立の登記)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

(設立の登記の申請)

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によってする。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(設立登記完了届出書)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(別記第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

(別記様式第3号)

熊本県達第 号
(住 所)
(団体名称)
(代表者 氏名)

特定非営利活動促進法第13条第3項の規定に基づき、下記理由により、〇年〇月〇日付け熊本県指令〇第〇号で認証した特定非営利活動法人の設立の認証を取り消します。

年 月 日

熊本県知事 ○○○○

記

(理由)

特定非営利活動促進法第12条(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により所轄庁の設立の認証を受けた者は、法第13条第1項の設立登記を、組合登記令第2条第1項に規定する期間内に行うことが義務付けられているが、あなたは法第13条第3項に規定する期限を過ぎても設立登記を行わなかったため。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。